

加東市監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した令和5年度定期監査（2月期）の結果について、同条第9項の規定により、ここに公表する。

令和6年3月25日

加東市監査委員 壺 井 弘 次

加東市監査委員 田 中 正 紀

加東市監査委員 神 田 耕 司

令和5年度定期監査（2月期）結果及び意見

総括

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和6年2月26日において令和5年度2月期（令和5年4月1日から令和6年1月31日まで）における、市民協働部保険医療課及び同部人権協働課の事務事業の執行について、同法第2条第14項及び第15項の規定する趣旨により合理的かつ適正に運営されているかに留意し、監査を実施した。

今回の監査は、特に次の5点に重点をおいた。

- (1) 事務事業が計画的に進められているかどうか。
- (2) 事務事業が常に住民福祉の向上を目指して進められているかどうか。
- (3) 人的配置は、適正に行われているかどうか。
- (4) 財源確保に最大の努力が払われているかどうか。
- (5) 不経済な支出が行われていないかどうか。

この結果、事務事業の執行については適正に処理され、令和5年度2月期においては所期の成果を上げている。

以下、対象所管ごとに記述するが、口頭による指導事項、平素の事務処理の状況等、特に記述すべき必要がないものについては省略する。

【保険医療課】

1 監査の結果

保険医療課は保険年金係及び医療係で構成され、職員数は事務職員11人、再任用職員1人、パートタイム会計年度任用職員4人の合計16人で、うち事務職員1人を兵庫県後期高齢者医療広域連合に派遣している。

歳入歳出予算の執行状況について確認した。一般会計・福祉医療事業のうち、乳幼児等医療費給付事業及びこども医療費給付事業の財源について、民生費県補助金（児童福祉費補助金）のほか、県の所得制限及び年齢制限を超える0歳から高校3年生に相当するこどもの医療費は市が負担している。

また、国民健康保険特別会計の歳入予算のうち、一般被保険者第三者納付金が増額補正後に大幅な減額を見込んでいるのは、本年度中の納付予定に変更があったためである。

令和5年度の国民健康保険税の税率及び賦課限度額は以下のとおりである。

(単位：％、円)

区分	所得割（％）	被保険者均等割	世帯別平等割	賦課限度額
医療費給付費分	6.90	29,800	19,300	650,000
後期高齢者支援金等分	2.81	11,800	7,600	220,000
介護納付金分	2.64	13,800	6,700	170,000

県内の保険料水準の統一に向け、令和3年度から県が提示する標準保険料率に合わせて税率改正を行っており、令和5年度においても税率及び賦課限度額の改正を行った。

また、令和6年1月末現在の国民健康保険税の収納状況は、現年課税分の収納額 534,923,565 円（収納率 76.28%）、滞納繰越分の収納額 28,157,982 円（収納率 14.49%）となっている。

国民健康保険財政調整基金残高の推移について、令和5年度中に利息積立 45,000 円、取り崩し 29,284,000 円を見込んでおり、令和5年度末残高を 51,045,237 円と見込んでいる。

マイナンバーカードの健康保険証利用に伴う現行の被保険者証の発行廃止時期について確認したところ、被保険者証の更新は令和6年度をもって終了し、令和6年12月2日から新規発行を廃止することが決定していると回答があった。

令和6年1月末現在の後期高齢者医療の保険料収納状況は、特別徴収が収納額 232,880,112 円（収納率 84.75%）、普通徴収（現年度）が 114,758,219 円（収納率 68.47%）、普通徴収（過年度）が 668,910 円（収納率 33.29%）となっている。原則は特別徴収だが、介護保険料と合わせて年金の支給額の2分の1を超える場合などは特別徴収をすることができない。

2 意見

高齢化による被保険者の減少や医療費の増加等による厳しい事業運営が続くのか、国民健康保険財政調整基金の減少は今後も続くと思われる。徴収を担当する税務課と十分に連携し、事業運営の根幹である国民健康保険税の収納率向上に努められたい。

国民健康保険特別会計の保健事業における実施内容について確認した。かかりつけ医での診療データを活用したみなし健診は特定検診受診率の向上を図るものであり、本人の健康増進を図る他の保健事業とは目的が異なるため、データ提供の同意を本人から得る際には、利用目的について十分な説明をお願いしたい。また、監査資料中の表記について他の保健事業とは区別して記載していただきたい。

介護予防や健康増進維持を目的とする他の部署と事業との連携を図り、医療費の抑制に繋げていただきたい。

【人権協働課】

1 監査の結果

人権協働課は市民協働係及び人権推進係で構成され、職員数は事務職員 9 人、パートタイム会計年度任用職員 4 人の合計 13 人である。

歳入歳出予算の執行状況について確認した。歳入予算のうち、増額補正による雑入 3,800,000 円は、コミュニティ助成事業助成金であり、地区のコミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備に対する助成金の財源である。

まちづくり活動補助金（自治組織分）について、令和 4 年度の決算額と比較すると、令和 5 年度の概算交付額は 2,500,000 円以上増額となっている。要因について、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和 4 年度は事業を中止・縮小したことによって、決算額が少なくなったことが挙げられた。なお、補助金額の上限が世帯数に応じて算出されるため、世帯数の多い社地区で差額が大きくなっているとの説明があった。

まちづくり活動費補助金（応募活動分）について、スタート応援コース 3 団体、テーマ解決コース 5 団体、継続支援コース 2 団体の合計 10 団体を認定している。

令和 5 年度から企画政策課より移管された在住外国人生活支援事業のうち、多言語翻訳及び通訳派遣等について確認した。現在当課には 2 人の外国人相談員が在籍しており、行政文書のほか、地区から要望のあった場合、ベトナム語及び中国語に対応している。また、その他の言語については NPO 法人に依頼し対応していると説明があった。

備品購入費として人権啓発 DVD を 5 本購入し、330,000 円を支出している。本 DVD は地区住民学習会で使用するために購入しており、そのほかにも貸出しや、可能なものはケーブルテレビで放送していると説明があった。

備品購入費に係る書類及び台帳の一部を確認したところ、適切に処理されていた。

令和 6 年 1 月末現在の住宅資金貸付の償還状況は、調定額 15,638,406 円、収納済額 379,960 円、収納未済額 15,258,446 円（徴収率 2.4%）となっている。本事業は昭和 45 年から平成 8 年にかけて実施された住宅資金貸付の徴収事務で、現在は滞納者の多くが生活困窮状態であることから、分割納付を実施している。

2 意見

主要行事として 19 の行事が挙げられた。各行事の参加人数はコロナ禍以前の状況に戻ってきているが、講座やセミナーなど、行事によっては少人数になっているところも見られるので、より多くの市民が参加できるように今後も啓発に努められたい。

まちづくり活動費補助金（応募活動分）について、昨年度から 4 団体増加して

いるが、10 団体～20 団体程度が活動していたコロナ禍以前よりは少ない状態が続いている。各団体が活発に活動できるよう、制度の周知とともに住民への意識づけをお願いしたい。

人権啓発 DVD を多くの市民に見ていただけるよう、今後も活用方法を工夫していただきたい。

住宅資金貸付の徴収は長期にわたるため、滞納者の生活状況を十分に把握するとともに、滞納者本人が死亡し相続人に請求する場合には、十分に内容を説明のうえ徴収を行っていただきたい。

区長会事務として、加東市区長会及び加東市代表区長会に行政事務を委託し、また加東区長会の運営補助を行っている。区長の業務は多岐にわたり、大きな負担があるので、丁寧な説明や支援に努めていただきたい。